

規程管理者	安全統括管理者
実施年月日	令和2年6月1日

運輸安全管理規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、以て輸送の安全水準の向上を図ることを目的とする。
2. この規程は、運輸安全マネジメントを進めるうえで、車輛事故、緊急事態などの潜在的危険性を低減することを目的とするセンコー運輸安全マネジメントシステムマニュアルと位置づける。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、当社の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。但し、輸送の安全の確保に係る運用は、運行管理規程、整備管理規程、事故災害報告制度、事故災害発生時の処置基準、安全実力度評価基準、安全衛生管理基本規程とあいまって行うものとする。
2. 安全マネジメントの三要素として、法遵守、リスクマネジメント、クライシスマネジメントを取り入れ、輸送の安全を考慮したシステムとして確立する。
3. この規程の引用は、国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に準拠して規程される。

(規程遵守の義務)

- 第3条 会社は、本規程及び関係法令並びに別に定める規程、基準を遵守しなければならない。
2. 従業員は、会社が実施する安全管理に関する措置に対し、積極的に協力するとともに、誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

- 第4条 この規程の中で使用する用語の定義は別表に定める。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(社長の責務)

- 第5条 社長は、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し適切に運営する。
- (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
- (2) 安全方針を策定する。

- (3) 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者(以下安全統括管理者)に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- (4) 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。
- (5) 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。
- (6) マネジメントレビューを実施する。

(安全方針)

- 第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理に係る全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実践し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 3. 総括安全衛生管理者は、安全方針を受けて、自部門の安全指針を策定する。
 4. 安全指針は、部支店の年次の重点行動項目とする。
 5. 方針並びに指針は、文書化され、方針書並びに指針書として取り扱う。
 6. 方針書並びに指針書は、場所を決めて掲示するとともに、その内容について各職場の管理者を通じて周知を図る。

(重点施策)

- 第7条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- (1) 安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
 - (2) 安全管理体制を継続的に改善する。
 - (3) 事故やヒヤリハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、安全実力度評価の結果、マネジメントレビューの結果などにより、現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それらの課題の解決・改善に直結するものとする。
 - (4) 安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(目標)

- 第8条 第6条に掲げる方針に基づき目標を策定する。
- (1) 本社は安全方針に基づいた年次の基本的考え方並びに安全目標を設定する。
 - (2) 部支店は年次の基本的考え方並びに全社目標に基づいた部支店の

安全指針並びに部支店目標を設定する。

- (3) 営業所は部支店の安全指針並びに部支店安全目標に基づいた営業所安全目標を設定する。
 - (4) 安全目標は、過去の安全目標の達成状況を踏まえ、一定期間に達成すべき到達点を明らかにし、事後検証がしやすい内容とする。
 - (5) 全社、支店の重大リスク低減は、安全投資を積極的に行い改善する。
2. 目標の設定にあたっては、必要に応じ、全体の目標に加え、部支店や営業所等における目標を設定する。

(計画)

第9条 前条に基づき策定した目標を達成し、安全を確保するために必要な全社、各部支店及び事業所の「安全管理活動計画書」を作成する。

2. 安全管理活動計画には以下の項目を折り込む。

- (1) 目標を達成させるための具体的実施事項（手段）、責任者、日程
- (2) 安全リスクを低減させる実施事項（リスク対策）
- (3) 教育・訓練計画
- (4) 資格取得計画
- (5) 5S活動計画
- (6) 安全関連会議
- (7) 内部監査計画、安全実力度評価計画
- (8) 設備点検
- (9) その他

① 運転適性検査

② 健康診断の実施（産業医面談等含む）

③ HHK活動、KY活動、センコー流、デイライト

(10) 事故災害の発生状況、前年度計画の反省など

3. 全社安全管理活動計画については、全社労使安全衛生部会で諮り、部支店計画及び営業所計画については、部支店安全衛生委員会に諮り決定する。

(安全教育・訓練の計画、実施)

第10条 事業運営上、必要とされている資格要件や講習受講については、「教育・訓練登録シート」を作成し管理する。

2. 年度の教育・訓練は「教育・訓練等計画書、教育訓練要領」を作成し実施する。

3. 事業運営上必要とされている資格要件や講習受講については、「教育・訓練等計画書」を作成し管理する。

4. 教育・訓練計画に折り込む項目は以下の通りとする。

(1) 法規制関連の教育訓練

(2) 年度安全活動計画を推進するための教育訓練

(3) 安全リスクの大きい作業を行う要員に対する教育訓練

第3章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理体制 (社内組織)

第11条 安全管理機能は、本社と部支店それぞれに統括機能を設け、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 総括安全衛生管理者
- (3) 運行管理者
- (4) 運行管理補助者
- (5) 整備管理者
- (6) 整備管理補助者
- (7) その他必要な責任者

2. 本社統括機能は、部支店及び営業所の係る安全の遂行について積極的な参画と、必要かつ有効な助言、指導、勧告、教育を行う機能を有する。

(1) 安全統括管理者

- ①本社に全店統括機能として安全統括管理者をおき、全店の安全にかかる活動を統括管理する。
- ②輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(2) 総括安全衛生管理者

- ①部支店に統括管理機能として総括安全衛生管理者をおき、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保並びに安全推進に関し、部支店内事業所を統括し指導監督を行う。
- ②総括安全衛生管理者は、部支店の実質管理権限及び責任を有する部支店長とする。
- ③総括安全衛生管理者は、安全に係る技術的事項を管理する者を任命した場合、その者を指揮統括し所管事業所の安全管理にあたる。

(3) 運行管理者

- ①営業所に運行管理者を選任配置する。
- ②政令で定められた有資格者より総括安全衛生管理者が選任する。
- ③安全統括管理者の指揮のもと運行の安全の確保に関する事項を管理する。

(4) 運行管理補助者

- ①営業所に運行管理補助者を任命し配置することができる。
- ②政令で定められた有資格者より総括安全衛生管理者が任命する。
- ③運行管理者の指揮のもと運行の安全を確保するために立会い点呼を実施し、運行管理者に報告する。

(5) 整備管理者

- ①営業所に整備管理者を選任配置する。
- ②政令で定められた有資格者より総括衛生管理者が任命する。
- ③安全統括管理者の指揮のもと自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を管理する。

(6) 整備管理補助者

- ①営業所に整備管理補助者を任命配置することができる。
- ②政令で定められた有資格者より総括安全衛生管理者が任命する。
- ③整備管理者の指揮のもと自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を管理し、整備管理者に報告する

(7) その他必要な資格

(安全統括管理者の選任及び解任)

第12条 取締役及び執行役員のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 身体その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

【関連文書】

付表1 「安全管理責任体制」

付表2 「全社安全管理組織図」

(要員の責任・権限)

第13条 安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め全社に周知する。

「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令で定めている責任・権限を必要とされる要員に与える。

第3章—2 任務

(安全統括管理者の責務)

第14条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、維持し、改善する。
- (2) 安全管理体制の課題または問題点を的確に把握する立場として以下の事項を社長に適時、適切に報告または意見上申する。
 - ①安全重点施策の進捗・達成状況
 - ②情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況

- ③事故等の発生状況
- ④是正措置及び予防措置の実施状況
- ⑤安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
- ⑥内部監査の結果
- ⑦現場管理部門等からの改善提案
- ⑧過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
- ⑨外部からの安全に関する要望、苦情
- ⑩その他必要と判断した情報

(3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。

(総括安全衛生管理者の責務)

第15条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 部支店の従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 部支店の輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 部支店の輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 部支店の輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 部支店の輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ、必要に応じて安全実力度評価を行い、安全統括管理者に報告すること。
- (6) 安全統括管理者に対し、部支店の輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう運行管理者を統括管理すること。
- (8) 部支店の輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) 荷主構内の作業環境並びに道路状況、気象状況の変化等、輸送の安全に影響を与える要因の発生についてはその状況を迅速的確に把握し、変化に適応する措置を講じ指示すること。
- (10) 運転に携わる従業員に対し、運転適性検査を計画的に実施し、診断に基づく不安全要因の除去対策を講じること。
- (11) その他の輸送の安全の確保に関する必要な事項を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第16条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、計画に従い目標を達成す

るために、重点施策を着実に実施する。

(情報伝達及びコミュニケーションの確保)

第17条 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。

2. 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを(会議体の流れ)構築し、運用する。

3. 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、安全衛生委員会等により縦断的、横断的に安全の確保に必要な情報を共有する。

4. 安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査・安全実力度評価結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。また、情報公開の内容については法に定めるところによる。

5. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

6. 法による行政処分を受けたときは、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日まで外部に対して公表する。

7. 安全の確保に関する情報のデータベース化(安全情報DB、車輛事故DBなど)を図り、原則として従業員はアクセスすることができる。

8. 安全管理グループ内にホットラインを設置し、安全に関する意見等に対応する。

(事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用)

第18条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣への必要な報告又は届出を行う。

5. ヒヤリ・ハット・キガカリ情報を収集する手順を定め、収集した情

報に対する適切な処置を行う。

(重大な事故等への対応)

第19条 総括安全衛生管理者は事故、災害が発生したときは、適切な応急の措置を講じるとともに、安全衛生管理統括部門に速やかに報告しなければならない。

2. 前項の事故災害については、事故対策委員会を開催し、事故原因の究明と再発防止策を講じるとともに報告しなければならない。

3. 安全統括管理者は、事故災害発生時における措置、報告について所管する従業員に周知徹底を図らなければならない。

4. すべての従業員は職場において事故災害が発生したとき、又は予知した時等、速やかに応急の措置を講じるとともに上司に報告して指示を受けなければならない。

5. 対応手順を実行的なものとするため、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に事故対応訓練を行う。また、運用管理は、別途定める「緊急事態対応基準」に基づき行う。

(関係法令等の遵守の確保)

第20条 次に掲げるような輸送の安全を確保するうえで必要な事項に関し、関係法令等の規程を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
- (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の是正措置及び予防措置

(安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練)

第21条 内部監査並びに安全実力度評価を担当する者に対して、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等を見直し・改善を図る。

- (1) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全の更なる向上に向けて～(運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクル概念等を含む)
- (2) 安全管理規程の記載内容
- (3) 関係法令等
- (4) 事故体験を共有する取組み
- (5) 安全実力度評価に関する事項

(内部監査と安全実力度評価)

第22条 安全管理体制の構築・改善の取組みに関する事項を確認するために内部監査並びに安全実力度評価を実施する。

尚、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等に対して行う。また、営業所に対しては安全実力度評価を実施

する。

- (1) 確認事項は以下の通りとする。
 - ①安全管理体制の構築・改善取組みが、運輸安全管理規程等の規程や手順との適合状況
 - ②安全管理体制の運営状況
 - ③法の遵守状況
- (2) 内部監査並びに、安全実力度評価は別途定める基準に沿って実施する。
 - ①監査計画、評価計画を策定する。
 - ②原則として年1回実施する。
 - ③重大事故が発生した場合は、臨時に実施する。
- (3) 内部監査要員または安全実力度評価要員は、内部監査または安全実力度評価が終了後速やかにその結果をとりまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに、被監査部門または被評価部門に結果を説明・伝達する。
- (4) 被評価部門の営業所長は、安全実力度評価で指摘を受けた問題点原因を遅滞なく除去するために必要な是正措置・予防措置を実施する。

(マネジメントレビューと継続的改善)

第23条 社長は、全社の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。また、マネジメントレビューの際の確認は以下の通りとする。

- (1) 従業員への安全方針の浸透・定着の状況
 - (2) 安全重点施策の進捗・達成状況
 - (3) 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - (4) 事故等の発生状況
 - (5) 是正措置及び予防措置の実施状況
 - (6) 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - (7) 内部監査の結果
 - (8) 安全実力度評価の結果
 - (9) 改善提案
 - (10) 過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - (11) 外部からの安全に関する要望、苦情
 - (12) 国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果
 - (13) その他必要と判断した情報
2. 社長はマネジメントレビューの結果を受けて「改善指示書」を発行することがある。
3. マネジメントレビューの結果、明らかとなった課題については、その原因を除去するための是正措置を、また、潜在的な課題については、

その原因を除去するための予防措置を講じる。手順は以下の通りとする。

- (1) 明らかとなった課題等及び潜在的な課題等の内容確認
- (2) 課題の原因特定
- (3) 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討
- (4) 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施
- (5) 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価

(活動の振り返り)

第24条 安全統括管理者は全社安全活動の振り返りを行うとともに、部支店長に対して活動の振り返りを指示し、この内容について報告を受ける。また、振り返りの内容は以下の通りとする。

- (1) 当該組織の安全成績
 - (2) 目標の達成状況
 - (3) 安全衛生管理活動の実施状況
 - (4) リスクアセスメントの実施状況
 - (5) その他安全衛生管理活動に関する実施状況
2. 振り返りの結果は、翌年度の方針及び目標策定の情報とする。
 3. 活動結果は、関連する部門への報告を要する。

(文書の作成及び管理)

第25条 安全管理体制を構築・改善するために、次に掲げる文書を作成し管理する。

- (1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書
 - ①文書管理基準：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書
 - ②記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書
 - ③事故情報管理手順：事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用手順を定めた文書
 - ④重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書
 - ⑤安全実力度評価手順：安全実力度評価の手順を定めた文書
 - ⑥是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順
- (2) 関係法令等により作成を義務付けられている文書
- (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書

(記録の作成及び維持)

第26条 安全管理体制を構築・改善するために次に掲げる文書を作成し管理する。

- (1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
 - ① 安全統括管理者から社長への報告内容に関する記録
 - ② 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用内容に関する記録

- ③ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
 - ④ 内部安全監査の実施に関する記録
 - ⑤ 安全実力度評価に関する記録
 - ⑥ マネジメントレビューに関する記録
 - ⑦ 是正措置及び予防措置に関する記録
- (2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録

附則

1. この規程は昭和51年 4月1日より施行する。

昭和51年 4月1日制定

昭和52年 7月1日改正

昭和63年 4月1日改正

平成 2年 4月1日改正

平成 8年 4月1日改正

平成11年 4月1日改正

平成13年11月1日改正

平成18年10月1日改正

平成21年 5月1日改正

平成22年 6月1日改正

平成24年 6月1日改正

2. 決裁者 安全統括管理者

3. 制定者 安全衛生管理統括部門